

## 標識設置方法・提出書類

### < 標識の設置方法 >

旅館業の営業許可申請に先立って、旅館業に係る営業計画の周知を図るために標識を設置すること。

- ・ 標識の内容：規則第10号様式の内容で作成し、縦横それぞれ60cm以上の大きさとする。
- ・ 設置場所：営業予定地の道路に接する部分（2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）とする。
- ・ 設置高さ：地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとする。
- ・ 設置期間：許可申請をしようとする日の15日以上前から営業許可日までとする。

### < 提出書類 >

標識を設置した日から起算して5日以内に下記の書類を保健所長へ提出すること。

- ・ 標識設置届（規則第11号様式）
- ・ 案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・営業予定地の場所が分かる地図
- ・ 標識設置位置図・・・・・・・・・・・・・・営業予定地、標識の設置位置及び、両隣の建物を明記した図
- ・ 遠景の写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・標識の設置位置が分かる程度の写真
- ・ 近景の写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・標識に記載した文字が読める程度の写真